

# RIN IP Partners

NEWSLETTER



## 国内判決紹介

1. パリ条約の再解釈が試みられた事例
2. 価格差が考慮されてなお、誤認混同のおそれ及び商標権侵害成立が肯定された事例
3. 靴のウェルトステッチの部分が、不正競争防止法第2条1項1号の商品等表示として認められた事案

## 国内審決紹介

1. 「駆け込み使用」の主張が認められなかった事例
2. 称呼を共通にする商標が非類似の商標と判断された事例

## 外国情報

ミャンマー新商標制度の状況

### ■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners

URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: [rinip@rin.or.jp](mailto:rinip@rin.or.jp)

住所: 〒103-0027

東京都中央区日本橋一丁目16番3号

日本橋木村ビル7階

## 国内判決紹介

### 1. パリ条約の再解釈が試みられた事例

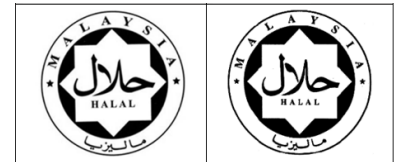
判決言渡日：令和5年3月7日 事件番号：令4（行ケ）10101号

#### 事案概要

本願商標は商標法4条1項5号に該当すると判断されたのに対し、パリ条約6条の3(1)(a)は「所轄官庁の許可がない場合は…登録を拒絶し又は無効とする」と解釈すべきであり、公定訳は誤訳であるから、これを前提とした商標法4条1項5号もまた実施の義務を履行していない、として審決の取消を求めたが、認められなかった。

(左) 本願商標

(右) 告示番号：196-1



#### 判決抜粋

文法的には二通りの解釈が可能であるから、日本語公定訳がパリ条約6条の3(1)(a)を誤訳したものと断じることができない。仮に、原告が指摘するような解釈を採用するとしても、「権限のある官庁の許可」を受けた登録出願を、当然に登録をしなければならない義務を本条約が締結国に課したと解することはできない。

#### 寸評

条約の公定訳を原文から再解釈してみようと考えたことがなかったのが原告のガッツに恐れ入りました。（担当：和田）

### 2. 価格差が考慮されてなお、誤認混同のおそれ及び商標権侵害成立が肯定された事例

判決言渡日：令和5年3月7日 事件番号：令和3年(ワ)第22287号

#### 事案概要

商標権侵害の不法行為に基づき、412万0112円を損害額とする損害賠償請求が認められた。原告商標権と被告商品は以下の通り（「ケリー商標」は省略）。被告は、バーキンが1個100万円を超えるのに対し、被告商品はいずれも1個1万5180円で販売されており、当該価格差により両商品に誤認混同のおそれはないと主張していた。



#### 判決抜粋

バーキン商標と被告商品1の形状とは外観上類似している上、バーキンと被告商品1のどちらも少なくとも百貨店にある店舗で販売されている点で、その販路が共通している。被告は、価格や刻印の有無等の違いを指摘して、取引の実情を考慮すれば、被告商品1の出所について誤認混同を生じるおそれはないと主

張するが、中古市場で取引される原告商品 1 の中には新品より相当低廉な価格で販売されているものもあること等に照らすと、なお被告商品 1 の出所について誤認混同を生じるおそれがあることは否定されない。

## 寸評

[クリスチャン・ルブタン「レッドソール」事件控訴審判決](#)で、「被告商品の需要者が原告商品を購入する場合があるとしても、原告商品がいわゆる『高級ブランド』であることを認識し慎重に購入するのだから、被告商品が原告商品と出所を誤認混同させるおそれはない」と判断されたのとは対照的です。所内では、理論的には原告商標権にはあらゆる価格のバッグが含まれているが、現実的には価格差で区別する場面もあり得る点について指摘する意見がありました。（担当：和田）

## 3. 靴のウェルトステッチの部分が、不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号の商品等表示として認められた事案

判決言渡日：令和 5 年 3 月 24 日 事件番号：令 2（ワ）31524 号

### 事案概要

靴のアッパーとアウトソールに縫い付けるウェルト部において、黒色のウェルトに、明るい黄色の縫合糸を使用し、かつウェルトの表面に一つ一つの縫い目が比較的長い形状で露出している形態（以下「原告商品の形態」）について、周知の商品等表示に該当すると認められ、被告商品の販売が不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号に該当すると判断された。

原告商品		被告商品	
正面	つま先	正面	つま先
			

### 判決抜粋

原告商品の形態は、我が国において 3 5 年間近くという長期にわたって他の同種商品には見られない形態として原告によって継続的かつ独占的に使用されてきたことにより、革靴及びブーツの購入及び使用に関心のある一般消費者において、原告の商品の出所を表示するものとして広く認識されていた。

## 寸評

被告は、価格差があること、また独自のブランド名を冠して販売しているため出所の混同のおそれはないと主張しましたが、裁判所は価格差（26000 円と 5000 円）があることによって関係がないものとは常に認識できるとは限らないとし、またブランド名の違いについても原告は他のブランドとのコラボレーション商品を製造販売していることから無関係の商品と認識されるとは限らないと判断しました。クリスチャン・ルブタン「レッドソール」の事案では、価格差やオンラインショップなどではブランド名が表示されていることなどから出所の混同が生じないとされており、両事案の違いは実務にも参考になると考えられます。（担当：新井）

# 国内審決紹介

## 1. 「駆け込み使用」の主張が認められなかった事例

審決日：令和4年12月5日 審判番号：取消2021-301028

### 事案概要

請求人が本件商標「激落ち」に対して不使用取消審判を請求したところ、被請求人はいわゆる「駆け込み使用」期間内に発行された取引書類を使用証拠として提出した。これ以前、請求人は被請求人側使用者（レック社）に対し、請求人の「激落ちバブル」出願に対して本件商標「激落ち」が登録の妨げとなった場合は不使用取消審判の請求を検討している旨を伝えていたため、本件で請求人は被請求人提出の使用証拠は駆け込み使用に該当すると主張していた。請求人の「激落ちバブル」は被請求人らから無効審判を請求されている。

### 審決抜粋

請求人がレック社に対して不使用取消審判を請求する可能性を示唆したとはいえものの、その後の事情を鑑みると、レック社は請求人から不使用取消審判を請求されることはないと考えたというのが自然である。「激落ちバブル」は被請求人らから無効審判を請求されていること等を考慮してもなお、本件については、審判請求を行うことを交渉相手方から書面等で通知されるなどの具体的な事実により、当該相手方が審判請求する意思を有していることを知ったとまではいえず、あるいは、客観的にみて相手方が審判請求をする蓋然性が高く、かつ、被請求人がこれを認識していると認められる場合に該当するということができない。

### 寸評

「駆け込み使用」の要件の厳格さを改めて認識します。また、対立する可能性のある相手方との接触に際しては、具体的な方法、タイミング、表現等、極めて慎重に臨む必要があります。所内では、過去に経験したケースから不使用取消審判を請求された側に様々な受け止め方があることを共有しました。近く日本でも同意書制度が導入される見込みですので、交渉においても考慮する必要がありそうです。（担当：和田）

## 2. 称呼を共通にする商標が非類似の商標と判断された事例

### 2-1. 不服 2022-12110

審決日：2023年2月21日

#### 概要

本願商標「K l a u s」と引用商標「C L A U S」は、「クラウド」の称呼が共通するが、比較的目につき印象に残りやすい語頭の「K」と「C」の文字に差違があるから、互いに異なる語を表してなると理解できるとして、非類似の商標と判断された。

### 2-2. 不服 2022-010303

審決日：2023年2月13日

#### 概要

本願商標（下記）と引用商標「C O N Y」は「コニー」の称呼が共通するが、外観において判別は容易である（図形部分の有無、語頭の「K」と「C」の差違、4文字目の「n」の有無）として、非類似の商標と判断された。

出願商標	引用商標
	<p>CONY</p>

### 寸評

上記2件の審決は、称呼が共通しているものの、観念においては対比できないとしつつ、構成文字の差異など外観において判別可能であるとして非類似の商標と判断されています。語頭の文字が異なるという点が重視された結果と考えられますが、離隔観察を基準に考えた場合、観念が生じない商標についてまで、構成文字の差異だけで本当に識別され、出所の混同が生じないのか疑問が残ります。過去には商標「KAIKA」と商標「CAIKA / カイカ」は非類似の商標と判断する審決（拒絶 2021-010899）もあり、称呼が共通しても構成文字が異なる商標が非類似の商標と判断されている審決が散見されますので、構成文字の差異がどこまで類否に影響するのか今後の判断が注目されます。（担当：新井）

## 外国情報

### ミャンマー新商標制度の状況

2023年4月25日付で、ミャンマー知的財産局のウェブサイトにも商標登録の正式な開始日が2023年4月26日となることが発表されました。これが「グランドオープニング」と呼ばれるものかと思われます。事前情報によれば、当該期日をもって旧制度による登録、すなわち所有権宣誓書（又は使用）に基づく出願の受付は終了し、それらに基づかない新規の出願の受付が開始されるようになったはずですが、しかし、現在までに現地代理人から詳細な情報が入ってきておりませんので、引き続き最新情報の取得に努めて参ります。

（担当：和田）

### ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END